

改正案	現行
<p>（合併による登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第十条 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併（中小企業等協同組合法第六十三条の二、信用金庫法第六十条、労働金庫法第六十二条の三又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。）第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この条において同じ。）であつて、吸収合併後存続する金融機関（以下この条において「吸収合併存続金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる吸収合併の区分に応じ、当該各号に定める書面（更生協同組織金融機関に関するものに限る。）を添付することを要しない。</p> <p>一 当該吸収合併が中小企業等協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併である場合 同法第六十三条の四第五項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の四第五項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定により公告を官報のほかに同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこ</p>	<p>（合併による登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第十条 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併（中小企業等協同組合法第六十三条の二、信用金庫法第六十条、労働金庫法第六十二条の三又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。）第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この条において同じ。）であつて、吸収合併後存続する金融機関（以下この条において「吸収合併存続金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる吸収合併の区分に応じ、当該各号に定める書面（更生協同組織金融機関に関するものに限る。）を添付することを要しない。</p> <p>一 当該吸収合併が中小企業等協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併である場合 同法第六十三条の四第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の四第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定により公告を官報のほかに同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこ</p>

と並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 当該吸収合併が信用金庫法第六十条に規定する吸収合併である場合 同法第八十三条第五号及び第六号に掲げる書面

三 当該吸収合併が労働金庫法第六十二条の三に規定する吸収合併である場合 同法第八十七条第五号及び第六号に掲げる書面

四 当該吸収合併が合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併である場合 合併転換法施行令第三十二条第一項第八号及び第九号に掲げる書面

2 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続金融機関が銀行であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、合併転換法施行令第三十二条第一項第五号に掲げる書面並びに更生協同組織金融機関に関する同項第八号及び第九号に掲げる書面を添付することを要しない。

3 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が吸収合併存続金融機関となるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、次の書面を添付することを要しない。

一 中小企業等協同組合法第六十三条の五第三項ただし書、信用金

と並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 当該吸収合併が信用金庫法第六十条に規定する吸収合併である場合 同法第八十三条第五号及び第六号に掲げる書面

三 当該吸収合併が労働金庫法第六十二条の三に規定する吸収合併である場合 同法第八十七条第五号及び第六号に掲げる書面

四 当該吸収合併が合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併である場合 合併転換法施行令第三十二条第一項第八号及び第九号に掲げる書面

2 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続金融機関が銀行であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、合併転換法施行令第三十二条第一項第五号に掲げる書面並びに更生協同組織金融機関に関する同項第八号及び第九号に掲げる書面を添付することを要しない。

3 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が吸収合併存続金融機関となるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、次の書面を添付することを要しない。

一 中小企業等協同組合法第六十三条の五第三項ただし書、信用金

庫法第六十一条の三第三項ただし書、労働金庫法第六十二条の六第三項ただし書又は合併転換法第四十二条第一項に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（中小企業等協同組合法第六十三条の五第四項、信用金庫法第六十一条の三第五項、労働金庫法第六十二条の六第五項又は合併転換法第四十二条第二項の規定により当該吸収合併に反対する旨を通知した組合員等がある場合にあっては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）。

二 次の各号に掲げる吸収合併の区分に応じ、当該各号に定める書面

イ 当該吸収合併が中小企業等協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併である場合 同法第六十三条の五第七項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の五第七項において準用する同法第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

庫法第六十一条の三第三項ただし書、労働金庫法第六十二条の六第三項ただし書又は合併転換法第四十二条第一項に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（中小企業等協同組合法第六十三条の五第四項、信用金庫法第六十一条の三第五項、労働金庫法第六十二条の六第五項又は合併転換法第四十二条第二項の規定により当該吸収合併に反対する旨を通知した組合員等がある場合にあっては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）。

二 次の各号に掲げる吸収合併の区分に応じ、当該各号に定める書面

イ 当該吸収合併が中小企業等協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併である場合 同法第六十三条の五第六項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の五第六項において準用する同法第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

る新設合併である場合 同法第六十三條の六第五項において準用する同法第五十六條の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三條の六第五項において準用する同法第五十六條の二第三項の規定により公告を官報のほか同法第三十三條第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 当該新設合併が信用金庫法第六十一條に規定する新設合併である場合 同法第八十四條第五号及び第六号に掲げる書面

三 当該新設合併が労働金庫法第六十二條の四に規定する新設合併である場合 同法第八十八條第五号及び第六号に掲げる書面

四 当該新設合併が合併転換法第二条第五項に規定する新設合併である場合 合併転換法施行令第三十二條第二項第七号及び第八号に掲げる書面

6 更生計画の定めにより新設合併（更生協同組織金融機関が消滅する新設合併であつて、新設合併設立金融機関が銀行であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、合併転換法施行令第三十二條第二項第四号八に掲げる書面並びに更生協同組織金融機関に関する同項第七号及び第八号に

る新設合併である場合 同法第六十三條の六第四項において準用する同法第五十六條の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三條の六第四項において準用する同法第五十六條の二第三項の規定により公告を官報のほか同法第三十三條第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 当該新設合併が信用金庫法第六十一條に規定する新設合併である場合 同法第八十四條第五号及び第六号に掲げる書面

三 当該新設合併が労働金庫法第六十二條の四に規定する新設合併である場合 同法第八十八條第五号及び第六号に掲げる書面

四 当該新設合併が合併転換法第二条第五項に規定する新設合併である場合 合併転換法施行令第三十二條第二項第七号及び第八号に掲げる書面

6 更生計画の定めにより新設合併（更生協同組織金融機関が消滅する新設合併であつて、新設合併設立金融機関が銀行であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、合併転換法施行令第三十二條第二項第四号八に掲げる書面並びに更生協同組織金融機関に関する同項第七号及び第八号に

掲げる書面を添付することを要しない。

7 更生計画の定めにより第五項の新設合併をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、新設合併契約書並びに新設合併設立金融機関の出資の総口数及び総額（信用協同組合にあつては、払込済出資総額）を証する書面並びに新設合併消滅金融機関（法第九十九条第二項第四号に規定する新設合併消滅金融機関をいう。）の総会の議事録（更生協同組織金融機関に関するものを除く。）をも添付しなければならない。

（転換による登記の嘱託書等の添付書面）

第十一条 更生計画の定めにより転換（法第三十二条第一項第六号に規定する転換のうち、更生協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となるものに限る。次項において同じ。）をしたときは、転換後協同組織金融機関（同条第一項に規定する転換後協同組織金融機関をいう。）についてする登記の嘱託書又は申請書には、合併転換法施行令第三十五条第一項第五号に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、当該更生計画が代表理事の氏名を定めたものであるときは、合併転換法施行令第三十五条第一項第九号の代表権を有する者の資格を証する書面のうち、当該代表理事が就任を承諾したことを証するものも、同様とする。

2 更生計画の定めにより転換をした場合において、当該更生計画が代表理事について法第一百一条第一項第二号イに規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選

掲げる書面を添付することを要しない。

7 更生計画の定めにより第五項の新設合併をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、新設合併契約書並びに新設合併設立金融機関の出資の総口数及び総額（信用協同組合にあつては、払込済出資総額）を証する書面並びに新設合併消滅金融機関（法第九十九条第二項第四号に規定する新設合併消滅金融機関をいう。）の総会の議事録（更生協同組織金融機関に関するものを除く。）をも添付しなければならない。

（転換による登記の嘱託書等の添付書面）

第十一条 更生計画の定めにより転換（法第三十二条第一項第六号に規定する転換のうち、更生協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となるものに限る。次項において同じ。）をしたときは、転換後協同組織金融機関（同条第一項に規定する転換後協同組織金融機関をいう。）についてする登記の嘱託書又は申請書には、合併転換法施行令第三十五条第一項第五号に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、当該更生計画が代表理事の氏名を定めたものであるときは、合併転換法施行令第三十五条第一項第九号の代表権を有する者の資格を証する書面のうち、当該代表理事が就任を承諾したことを証するものも、同様とする。

2 更生計画の定めにより転換をした場合において、当該更生計画が代表理事について法第一百一条第一項第二号イに規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選

定に関する書面をも添付しなければならない。

- 3 更生計画の定めにより転換（法第三十二条第一項第六号に規定する転換のうち、更生協同組織金融機関が普通銀行（法第二条第一項第一号に規定する普通銀行をいう。以下同じ。）となるものに限る。次項において同じ。）をしたときは、転換後銀行（法第三十二条第一項に規定する転換後銀行をいう。以下この章において同じ。）についてする登記の嘱託書又は申請書には、合併転換法施行令第三十五条第一項第五号に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、当該更生計画が取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百条第一項に規定する各委員会をいう。）の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人（次項において「取締役等」という。）の氏名又は名称を定めたものであるときは、合併転換法施行令第三十五条第一項第八号イ又はロ(1)に掲げる書面も、同様とする。
- 4 更生計画の定めにより転換をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百二条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号ロ、ハ若しくはニに規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

（取締役等の就任による変更の登記の嘱託書等の添付書面）

第二十五条 更生計画の定めにより取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会（保険業法第四条第一項第三号に規定する指名委

定に関する書面をも添付しなければならない。

- 3 更生計画の定めにより転換（法第三十二条第一項第六号に規定する転換のうち、更生協同組織金融機関が普通銀行（法第二条第一項第一号に規定する普通銀行をいう。以下同じ。）となるものに限る。次項において同じ。）をしたときは、転換後銀行（法第三十二条第一項に規定する転換後銀行をいう。以下この章において同じ。）についてする登記の嘱託書又は申請書には、合併転換法施行令第三十五条第一項第五号に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、当該更生計画が取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第一条第十二号に規定する委員会をいう。）の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人（次項において「取締役等」という。）の氏名又は名称を定めたものであるときは、合併転換法施行令第三十五条第一項第八号イ又はロ(1)に掲げる書面も、同様とする。
- 4 更生計画の定めにより転換をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百二条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号ロ若しくはハに規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

（取締役等の就任による変更の登記の嘱託書等の添付書面）

第二十五条 更生計画の定めにより取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会（保険業法第四条第一項第三号に規定する委員会

員会等をいう。)の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人(以下この章及び次章第二節において「取締役等」という。)が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときは、その就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、同法第六十七条において準用する商業登記法第五十四条第一項に規定する書面又は保険業法第六十七条において準用する商業登記法第五十四条第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 更生計画の定めにより取締役等が就任した場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百六十一条第一項各号若しくは第二項第三号に規定する選任の方法又は同条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第七号に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(組織変更による登記の嘱託書等の添付書面)

第三十条 更生計画の定めにより組織変更(保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。次項において同じ。)をしたときは、組織変更後株式会社(法第九十七条第一項に規定する組織変更後株式会社をいう。以下この章において同じ。)に就いてする登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第九十六条の十四第三項第三号、第七号から第九号まで並びに第十号八及び二に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に

をいう。)の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人(以下この章及び次章第二節において「取締役等」という。)が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときは、その就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、同法第六十七条において準用する商業登記法第五十四条第一項に規定する書面又は保険業法第六十七条において準用する商業登記法第五十四条第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 更生計画の定めにより取締役等が就任した場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百六十一条第一項各号若しくは第二項第三号に規定する選任の方法又は同条第一項第一号、第二号若しくは第六号に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(組織変更による登記の嘱託書等の添付書面)

第三十条 更生計画の定めにより組織変更(保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。次項において同じ。)をしたときは、組織変更後株式会社(法第九十七条第一項に規定する組織変更後株式会社をいう。以下この章において同じ。)に就いてする登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第九十六条の十四第三項第三号、第七号から第九号まで並びに第十号八及び二に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に

該当するときは、当該各号に定める書面も、同様とする。

一 当該更生計画に法第二百六十六条第一項第六号に掲げる事項の定め（組織変更時発行株式（保険業法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。以下この章において同じ。）の払込金額の全部の払込みをしたものとみなすこととする旨の定めに限る。）がある場合、保険業法第九十六条の十四第三項第十号口に掲げる書面

二 当該更生計画が取締役等の氏名又は名称を定めたものである場合、保険業法第九十六条の十四第三項第四号又は第五号イに掲げる書面

2 更生計画の定めにより組織変更をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百六十六条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号ロ、二若しくはホに規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

（合併による登記の嘱託書等の添付書面）

第三十五条 更生計画の定めにより吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併（保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この条において同じ。）であつて、吸収合併後存続する会社（次項及び第三項において「吸収合併存続会社」という。）が相互会社であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、更生会社に関する同法第七十条第三項において準用す

該当するときは、当該各号に定める書面も、同様とする。

一 当該更生計画に法第二百六十六条第一項第六号に掲げる事項の定め（組織変更時発行株式（保険業法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。以下この章において同じ。）の払込金額の全部の払込みをしたものとみなすこととする旨の定めに限る。）がある場合、保険業法第九十六条の十四第三項第十号口に掲げる書面

二 当該更生計画が取締役等の氏名又は名称を定めたものである場合、保険業法第九十六条の十四第三項第四号又は第五号イに掲げる書面

2 更生計画の定めにより組織変更をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百六十六条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号ロ若しくは二に規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

（合併による登記の嘱託書等の添付書面）

第三十五条 更生計画の定めにより吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併（保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この条において同じ。）であつて、吸収合併後存続する会社（次項及び第三項において「吸収合併存続会社」という。）が相互会社であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、更生会社に関する同法第七十条第三項において準用す

る商業登記法第八十条第七号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 更生計画の定めにより吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続会社が株式会社であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、保険業法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する同項において準用する同条第七号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

3 更生計画の定めにより吸収合併（更生会社が吸収合併存続会社となるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十条第三号に掲げる書面並びに更生会社に関する保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

4 更生計画の定めにより新設合併（更生会社が消滅する新設合併（保険業法第六十一条第一項に規定する新設合併をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、新設合併により設立する会社（次項において「新設合併設立会社」という。）が相互会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、更生会社に関する同法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第七号及び第八号に掲げる書

る商業登記法第八十条第七号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 更生計画の定めにより吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続会社が株式会社であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、保険業法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する同項において準用する同条第七号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

3 更生計画の定めにより吸収合併（更生会社が吸収合併存続会社となるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十条第三号に掲げる書面並びに更生会社に関する保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

4 更生計画の定めにより新設合併（更生会社が消滅する新設合併（保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、新設合併により設立する会社（次項において「新設合併設立会社」という。）が相互会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、更生会社に関する同法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第七号及び第八号に掲げる書面並び

面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

5 更生計画の定めにより新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が株式会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する同項において準用する同条第七号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

（新相互会社の設立による設立の登記の嘱託書等の添付書面）

第三十六条 更生計画の定めにより法第二百七十二條の相互会社の設立をしたときは、当該設立の登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第六十五条第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる書面並びに同法第六十七条において準用する商業登記法第四十七條第三項に規定する書面（更生計画に定めがある事項に関するものに限る。）を添付することを要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面も、同様とする。

一 当該更生計画に法第二百七十二條第三号に掲げる事項の定め（
 抛出すべき基金の額の全部の払込みをしたものとみなすこととする旨の定めに限る。）がある場合 保険業法第六十五条第七号に掲げる書面

に保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

5 更生計画の定めにより新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が株式会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する同項において準用する同条第七号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

（新相互会社の設立による設立の登記の嘱託書等の添付書面）

第三十六条 更生計画の定めにより法第二百七十二條の相互会社の設立をしたときは、当該設立の登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第六十五条第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる書面並びに同法第六十七条において準用する商業登記法第四十七條第三項に規定する書面（更生計画に定めがある事項に関するものに限る。）を添付することを要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面も、同様とする。

一 当該更生計画に法第二百七十二條第三号に掲げる事項の定め（
 抛出すべき基金の額の全部の払込みをしたものとみなすこととする旨の定めに限る。）がある場合 保険業法第六十五条第七号に掲げる書面

二 当該更生計画に法第二百七十二条第十一号に掲げる事項の定め（設立時の基金の抛出の割当てをする旨の定めに限る。）がある場合 保険業法第六十五条第二号及び第七号に掲げる書面

三 当該更生計画が設立時取締役等（法第二百七十二条第九号に規定する設立時取締役等をいう。次項において同じ。）の氏名又は名称を定めたものである場合 保険業法第六十五条第十一号又は第十二号イに掲げる書面

2 更生計画の定めにより法第二百七十二条の相互会社の設立をした場合において、当該更生計画が設立時取締役等について同条第七号若しくは第八号に規定する選任の方法又は同号ロ、二若しくはホに規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

（組織変更による登記の嘱託書等の添付書面）

第五十条 更生計画の定めにより組織変更（保険業法第六十八条第三項に規定する組織変更をいう。次項において同じ。）をしたときは、組織変更後相互会社（法第二百六十条第一項第二号に規定する組織変更後相互会社をいう。次条において同じ。）についてする登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第八十四条第二項第三号から第六号までに掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、当該更生計画が取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときは、同項第九号又は第十号イに掲げる書面も、同様とする。

二 当該更生計画に法第二百七十二条第十一号に掲げる事項の定め（設立時の基金の抛出の割当てをする旨の定めに限る。）がある場合 保険業法第六十五条第二号及び第七号に掲げる書面

三 当該更生計画が設立時取締役等（法第二百七十二条第九号に規定する設立時取締役等をいう。次項において同じ。）の氏名又は名称を定めたものである場合 保険業法第六十五条第十一号又は第十二号イに掲げる書面

2 更生計画の定めにより法第二百七十二条の相互会社の設立をした場合において、当該更生計画が設立時取締役等について同条第七号若しくは第八号に規定する選任の方法又は同号ロ若しくはニに規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

（組織変更による登記の嘱託書等の添付書面）

第五十条 更生計画の定めにより組織変更（保険業法第六十八条第三項に規定する組織変更をいう。次項において同じ。）をしたときは、組織変更後相互会社（法第二百六十条第一項第二号に規定する組織変更後相互会社をいう。次条において同じ。）についてする登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第八十四条第二項第三号から第六号までに掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、当該更生計画が取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときは、同項第九号又は第十号イに掲げる書面も、同様とする。

2 更生計画の定めにより組織変更をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第三百六十条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号口、二若しくはホに規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(合併による登記の嘱託書等の添付書面)

第五十二条 更生計画の定めにより吸収合併(更生会社が消滅する吸収合併(保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この項及び次項において同じ。))であつて、吸収合併後存続する会社(次項において「吸収合併存続会社」という。))が相互会社であるものに限る。)をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、更生会社に関する同法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十条第六号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 更生計画の定めにより吸収合併(更生会社が吸収合併存続会社となるものに限る。))をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十条第二号から第四号までに掲げる書面並びに更生会社に関する保険業法第七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

3 更生計画の定めにより新設合併(更生会社が消滅する新設合併)

2 更生計画の定めにより組織変更をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第三百六十条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号口若しくは二に規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(合併による登記の嘱託書等の添付書面)

第五十二条 更生計画の定めにより吸収合併(更生会社が消滅する吸収合併(保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この項及び次項において同じ。))であつて、吸収合併後存続する会社(次項において「吸収合併存続会社」という。))が相互会社であるものに限る。)をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、更生会社に関する同法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十条第六号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 更生計画の定めにより吸収合併(更生会社が吸収合併存続会社となるものに限る。))をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十条第二号から第四号までに掲げる書面並びに更生会社に関する保険業法第七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

3 更生計画の定めにより新設合併(更生会社が消滅する新設合併)

保険業法第百六十一条第一項に規定する新設合併をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、新設合併により設立する会社（次項において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、同法第百七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する同項において準用する同条第六号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第百七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

4 更生計画の定めにより新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が相互会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、更生会社に関する保険業法第百七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第六号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第百七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

保険業法第百六十一条に規定する新設合併をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、新設合併により設立する会社（次項において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、同法第百七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する同項において準用する同条第六号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第百七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

4 更生計画の定めにより新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が相互会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、更生会社に関する保険業法第百七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第六号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第百七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。